

平成31年4月10日

株式会社レオパレス21
代表取締役社長 深山 英世 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課
課長 淡野 博久

共同住宅における建築基準法に基づき認められている仕様への不適合への対応に
ついて(追加指示)

貴社が施工した共同住宅に係る調査状況を踏まえ、本年2月7日付けの指示内容(特定行政庁
への報告等)及び本年2月20日付けの指示内容(追加対応)に加え、下記の通り指示する。

記

- 1 ネイルシリーズ及び6シリーズのうち、準耐火構造・耐火構造の共同住宅について、本年5月末までに全棟の天井(屋根又は床の直下の天井をいう。以下同じ。)に係る調査を完了させること(天井に係る調査が未実施の物件を改修する際には天井に係る調査も併せて行うなど工夫して対応すること)。不備が明らかになった物件について今夏前に改修を完了させること
- 2 ネイルシリーズ及び6シリーズ以外のすべてのシリーズについて、
 - ・今夏前に全棟の小屋裏等界壁に係る調査を完了させること
 - ・準耐火構造・耐火構造の共同住宅に関して、本年5月末までに3割の天井に係る調査を実施し、不備が判明したシリーズに関し、今夏前に全棟の天井に係る調査を完了させること
 - ・不備が明らかになった物件について本年10月までに改修を完了させること
- 3 界壁または外壁の内部に「発泡ウレタン」が充填されているものが、「ゴールドレジデンス」「ニューゴールドレジデンス」「ヴィラアルタ」以外のシリーズに存在しないことを早急に確認し、本年4月中を目途にその結果を報告すること
- 4 天井に関し、矩計図や内部仕上表において確認図と異なる表記がされていないかを、「ゴールドレジデンス」以外のすべてのシリーズについて早急に確認し、本年4月中を目途にその結果を報告すること